工場立地法に基づく「特定工場新設（変更）届出書」記入要領

○　工場立地法に基づく「特定工場新設（変更）届出書」を提出する場合、下記書類が必要です。

１　特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（様式B）

※　様式及び記載要領はP２を参照して下さい。

※　短縮申請に該当しない場合は、当該文言を「＝」で消して使用して下さい。

２ 特定工場における生産施設の面積（別紙１）

※　様式及び記載要領はP３を参照して下さい。

３ 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置（別紙２）

※　様式及び記載要領はP４を参照して下さい。

４ 事業概要説明書（様式例第１）

※　様式及び記載要領はP６を参照して下さい。

５ 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図（様式例第２）

※　縮尺及び記載要領はP６を参照して下さい。

６ 特定工場用地利用状況説明書（様式例第３）

※　様式及び記載要領はP７を参照して下さい。

７ 特定工場の新設等のための工事の日程（様式例第４）

※　様式及び記載要領はP７を参照して下さい。

８ 緑化計画書

※　様式及び記載要領はP８を参照して下さい。

 以上の書類が、工場立地法第６条第１項、法第７条第１項、一部改正法附則第３条第１項の規定に基づく届出の場合必要です。

 法第８条第１項の届出の場合には、当該変更に係る事項を説明する必要な書類のみでよく、すべての書類を提出する必要はありません。

９ その他特定地区に立地したときの必要書類

 特例を適用される工業団地に立地するとき

工業団地面積並びに工業団地共通施設面積及び配置（別紙３）と同配置図を必要とします。

　　特例を適用される工業集合地に立地するとき

　　　隣接緑地等の面積並び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用（別紙４）と同配置図を必要とします。

※　特例工業団地又は工業集合地に該当するか否かは和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課にお問い合わせ下さい。また、記載にあたっては、工業団地造成者等から情報をもらう必要があるため事前に前記窓口にご相談下さい。

工場立地法第６条第１項に規定する「指定地区」に立地するとき

別途様式の届出が必要ですが、現在和歌山県内には「指定地区」はありませんので省略しました。



番地まで及び工場名を記載して下さい。

また、受理通知書を送付しますので郵便番号も併せて記載して下さい。ただし、設置場所に受理通知書を送付するのが不適当な場合は、受理通知書の送付先の住所、郵便番号を届出者欄にその旨記載して下さい。

今回の届出に該当する法律条項以外は線で消して下さい。

※印欄は記入しないで下さい。

担当者は実質的な担当者の課名氏名、電話番号を記載して下さい。

府窓口に提出する日を記載して下さい。

小数点以下は切り捨て、１の位まで記載して下さい。変更の場合は、左欄には変更前の面積を記載し、右欄には変更後の面積を記載して下さい。また、括弧内に増減面積を記載して下さい。なお、当該面積の変更が生じない届出であっても同様に記載して下さい。

工場で製造加工を行う全ての製品名を具体的に記載して下さい。また、日本標準産業分類の４ケタ番号で説明して下さい。製品の変更を行う場合は欄を変更前、変更後に区分し、それぞれ記載して下さい。

埋立、造成工事を行う場合は造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の工事を行う場合は施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載して下さい。造成工事と施設の設置工事を両方とも行う場合は両欄に記載して下さい。

工事の開始とは次のような各種工事毎にそれぞれ連続して行われる作業のうち最初の作業を始めることです。

1. 埋立工事の開始は、シートパイルの打ち込み、海底の地盤改良、ケーソンの沈設、土砂等の投入の各作業のうちいずれか早いものを始めること。
2. 造成工事の開始は、土地の掘削、土盛、地ならしの各作業のうちいずれか早いものを始めること。
3. 生産施設若しくは、生産施設以外の施設の設置工事の開始は、当該施設の建設のための基盤打ち作業を始めること。
4. 生産施設以外の既存の施設が用途変更により生産施設となる場合の工事開始は、用途変更により、新たに必要とされる機械、設備建築物等の新設、改造又は移動の作業を始めること。
5. 敷地面積の変更を行う日とは移転登記の日です。

特例団地に立地する以外は必要ありません。

（用紙の大きさはA4）

新設又は変更のいずれかを消して下さい

代表者以外の届出の場合には、届出者と代理届出者のそれぞれ氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載するとともに、代表者からの届出についての一切の権限を委任する旨の委任状を添付して下さい。

[記載例]

東京都○○区○○町○○番地

○○機械工業株式会社

代表取締役社長 ○○○○

代理人

和歌山県○○市○○町○○番地

* ○機械工業株式会社

○○工場長 ○○○○

（用紙の大きさはA4）

増減面積は、法第８条及び附則第３条の規定に基づく変更の届出の場合のみ記載して下さい。

この場合、今回の変更が増設の場合は、増加面積を表わす正の数字を、面積の減少の場合（廃棄等）は減少面積を表わす負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合（スクラップアンドビルド）は、減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載して下さい。

［兼業の場合］

生産施設面積率（γ）又は計算係数（α）が異なる生産施設単位がある場合（兼業）は、増減面積欄の右に備考欄を設け、生産施設単位ごとに届出る製品名に対応する製品名を記載して下さい。また、用役施設（ボイラー等）については、供給先の生産施設番号を備考欄に記載して下さい。

生産施設の面積の合計は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後のそれぞれの欄に、当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載して下さい。

面積は、生産施設の単位毎とその単位を構成する主要施設毎に記載します。変更の届出の場合は、変更前の欄には同じ生産施設単位内の変更である場合（施設番号が変わらない場合）はその生産施設の単位の変更前の面積を記載し、新たな単位の生産施設を設置する場合は「なし」と記載して下さい。また、変更後の面積欄には増減面積ではなく、変更後の生産施設の単位の面積を記載して下さい。

主要施設（枝番号施設）の面積の変更による場合も同様です。

施設番号は、セ－１からはじまる一連番号を記載して下さい。ただし、法第８条第１項の変更の届出の場合は、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がある時は、当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がない時は届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載して下さい。

変更の届出の場合、変更が生じない生産施設は記載する必要はありません。

生産施設の名称は、下記のような単位でその名称を記載して下さい。

1. 高炉による一貫製鉄工場にあっては、製銑施設（高炉）、製鋼施設（転炉）、熱間圧延施設、冷間圧延施設、製管施設等をそれぞれ一つの単位。
2. ナフサから一貫して誘導品を製造する石油化学工業にあっては、エチレン製造装置、芳香族抽出装置、ポリエチレン製造装置等をそれぞれ一つの単位。
3. パルプ、紙製造工場にあっては、砕木施設、蒸解施設、薬品回収施設、抄紙施設等をそれぞれ一つの単位。
4. 生産工程が工場建屋単位で独立している機械工場等の場合は、それぞれの工場建屋を一つの単位として取り扱う。

（用紙の大きさはA４）

法第８条第１項の変更届の場合は、既に届出た施設で変更が生じていないものについては、記載する必要はありません。

環境施設以外の施設と重複する緑地（屋上緑化、駐車場緑化等）は、この欄に記載して下さい。

合計は、生産施設の面積の合計に準じて記載して下さい。

この名称は、池、噴水、野球場、テニスコート等、具体的に記載して下さい。また、灯籠、石組等はそれらが含まれる遊歩道、公園等と記載して下さい。

ただし、環境施設は区画がなければ該当しないケースがありますので注意して下さい。

施設番号は、緑地については「リ－１」、緑地以外の環境施設については「カ－１」とし、それぞれ１から始まる一連番号を記載して下さい。

この関係は、環境施設の配置と工場の周辺の地域の住宅、学校、病院等の施設の設置の状況、海、河川、山等の存在、その他の土地の利用状況との関係を簡単に説明して下さい。

上段に記載した施設の面積の合計を記載して下さい。

面積は区画毎に記載して下さい。なお、立地法に該当する緑地は、10㎡を超える緑地となっており、10㎡では該当しませんので注意して下さい。また、花壇の場合は、10㎡を超える面積を草花で被われていれば緑地に該当します。

変更届における変更前及び変更後の記載の方法は生産施設の記入に準じて下さい。

緑地の名称は、緑地の種類と設置場所を区画毎に具体的に記入して下さい。

緑地の種類とは、自然林、樹林地、低木地、芝生、芝樹林混植地等です

設置場所とは工場敷地の東側周辺部、事務所前、球型タンク横、用役エリア周り等です。



下記書類は、特例工業団地に立地する場合のみ必要です。



下記書類は、特例工業集合地に立地する場合のみ必要です。

輸送量は、トン換算した値で、１ヵ月当り平均輸送量を記載して下さい。又輸送手段中、その他に該当する場合は具体的に欄外に説明して下さい。

循環水も回収水となりますので含めて下さい。又、変更届の場合、変更前、変更後を表わして下さい。

生産能力及び数量は各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。

（例、トン／日、㎡／月等）

又、変更届に当っては、変更前変更後に区分し、それぞれの数字を記載して下さい。なお、一製品について、能力及び数量は同一単位で表わして下さい。

届出書に記載した製品名を記載して下さい。

（用紙の大きさはA４）

今回の変更に係る生産施設等の生産開始日を記載して下さい



（用紙の大きさはＡ４）

職員とは事務に従事している人、工員とは直接生産に従事している人と解して下さい。

生産能力及び生産数量は各々の業種に応じて通常用いる単位で記載して下さい。

（例、トン／日等）

また、変更の届出にあたっては、変更前変更後に区分し、それぞれの数字を記載して下さい。

なお、一製品について、能力及び数量は同一単位で表わして下さい。

循環水も回収水となりますので含めて下さい。

また、変更の届出の場合、変更前、変更後を表わして下さい。

輸送量は、トン換算した値で、１ヶ月当たり平均輸送量を記載して下さい。また、輸送手段の中のその他に該当する場合は具体的に欄外に説明して下さい。

今回の変更に係る生産施設等の生産開始日を記載して下さい。

届出書に記載した製品名を記載して下さい。



現在所有している土地及び今回用地を取得する場合は、その土地も含みます。

借地等は除外して下さい。

届出書に記載された面積と同数字になります。

土地の説明には、現在の届出工場の都市計画法に基づく用途指定及び周囲の用途指定を説明して下さい。

また、東西南北に分けて、工場周辺の状況を具体的に記入して下さい。

敷地面積の変更が生じる場合は、移転登記日、又は賃貸借契約日の予定日を記載して下さい。

工場団地等に立地している又は立地する場合は、造成主体及び団地名を記載して下さい。

新しく用地を取得した場合は、用地の取得年月日を記載して下さい。



届出工場の周辺２ｋｍ程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校、病院、公園等の用地、住宅地、工場用地等の土地利用状況を明示して下さい。

また、右欄で説明した都市計画の用途指定についても表わしてください。

なお、縮尺は１万分の１程度のものをご用意下さい。

施設の名称及び番号については、今回の届出について、すべてを記載する

とともに、別紙１～３に記載した名称及び施設番号を記載して下さい。

（用紙の大きさはＡ４）

日程欄は、工事の種類ごとに⇔印で表わして下さい。この場合、それぞれ工事の開始と終了の日を付記するとともに、生産施設の工事であれば、その施設の運転開始の日も明記して下さい。

（例示参照）

また、既存施設を廃棄する場合には、その施設の廃棄工事の日程も記載して下さい。

工事期間中の年月を記載して下さい。



施設番号及び緑地面積欄は届出書の別紙２に記載した同番号同面積を記載して下さい。

樹木の数は、それぞれ該当する欄に記入して下さい。ただし、芝がベースとなっている緑地で、高木や低木が植えてあるが、樹木のみでは緑地の定義に合致しない場合は、地被植物欄に緑地面積と同面積を記入して下さい。

（用紙の大きさはＡ４）



植栽密度は、実際の植栽密度とし、緑地の定義に基づき算出して下さい。

高木のみ（規則第３条１のイ）　　　○本/10㎡

高木及び低木（規則第３条１のロ）　高木○本/20㎡　低木○本/20㎡

低木のみ（規則第３条２）　　　　　○本/㎡

この場合㎡当り低木１本のみでは、通常は第３条の２に該当しないケースがありますのでご注意下さい。

また、樹冠面積の場合は、植栽密度欄に樹冠と記入して下さい。

樹木の種類を記入して下さい。高木と低木が同一区画に植える場合、上段に高木、下段に低木と記入し、それぞれ記載して下さい。なお、樹種は高木であっても、生垣等に刈りこんで使用する場合は低木となります。

緑地定義該当条項は、「規則第３条１のイ」「規則第３条１のロ」「規則第３条２」の中から該当する条項を記載して下さい。

◎附則第３条第１項の届出の場合、既存緑地についてもすべて記載して下さい。